

Title	豊臣氏の呂宋壺貿易について
Sub Title	
Author	渡邊, 基
Publisher	三田史学会
Publication year	1943
Jtitle	史学 Vol.21, No.2 (1943. 2) ,p.111(253)- 119(261)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430200-0111">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430200-0111</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 豊臣氏の呂宋壺貿易について

渡邊 基

豊臣秀吉の貿易政策については、これまで立入った論究をみないやうに思ふ。勿論豊臣時代史概説といった風のものには、多かれ少かれ一應の記事が見られ、時には彼の「重商主義」が云々されたりしてはゐるが、それとても單に一の言葉たるに止つてゐるやうである。ところで、貿易に對する彼の直接の關與といふことに就いては、これまでに論及せられることが更に少なかつたやうに思はれる。然し、彼と貿易との此の直接の關係が、彼の貿易政策、外交政策と密接なかゝはりを有つ事

は疑ないところであつて、此の點の究明が充分でないならば、彼の貿易、外交政策は、之をその本質に於いて充分精確に把へることが困難であると云はなくてはならない。今日まで、豊臣秀吉の貿易への直接關與の事例として世に紹介せられたのは、管見の限りでは、岡本良知氏による一五八八年（天正十六年）の事例及び一五九一年の金買占の問題の唯二つであるやうに思はれる。之に對してこゝでは、その後管見に入つた二三の資料によつて彼の呂宋壺貿易について紹介しようと思ふ。勿論秀吉の貿易政策の全面的な理解は將來に残されてゐることであるが、さしあたりその解明のた

めに幾何か資するところありさへすれば幸である。こゝに取上げる呂宋壺の貿易は、その貿易額からは恐らく當時の總貿易額に對して、重い地位を占めるとは決して云ひ得ないであらうが、而もそれを通じて豊臣氏と貿易との關係を考へるためにはなほ充分役立つところがあるに違ひない。

## 二

ルイス・フロイスの一五九五年耶蘇會年報に次の如き記事が見られる、

「フィリップンには……ボイオニと呼ばれる若干の容器がある、それは其地では殆んど尊重されないが、日本では非常に貴重視される(茶とよばれる非常に高價な液を保存するのによいので)。それ故フィリップン人の許では二クローネのものが、日本では非常に高價になり、日本人達によつて寶石として最大の富と見做されてゐる。

るのである。これらの容器をフィリップンで非常に澤山買入れる爲に、太閤様は二人の者を派遣せられた、此の商品で全ての利潤を我がものにしようといふ考であつたのである。ところが、若干の日本人基督教徒も亦マニラ(フィリップンの一大都市)への此の貿易に従事し、彼等も亦多數のボイオニを日本にもたらした。かくと知るや、太閤様は、大急ぎで全ての商品を自分のところへ取込み、商人等はそのために嚴罰に處せられたのである。」

右の記事によつて、呂宋壺の彼我價格間の大きな差を利用して巨利を博する目的で、文祿四年(一五九五年)に秀吉が、人をマニラに派して購入、將來せしめたといふこと、更に、然るに他の商人にも此の有利な貿易を企てるものがあつたので、その歸朝に當り、將來商品の悉くを取上げたといふことが知られるのである。そして、他の商人の

將來品を取上げたといふのは、恐らくは、自己の

輸入品に對する競争者の出現による値下りを防ぐためであつたと見なければならぬであらう、換言すれば秀吉は呂宋壺商業の獨占を企てたと見なければならぬ。

ところで、文祿四年の呂宋壺貿易の事實については、フロイスの右記事を直接裏書すべき日本側史料は遺憾ながら之を缺いてゐる。然し、だからと云つて、フロイスの右記事を疑ふことは決して出來ないと思はれる。その二年前、文祿二年については、松浦家文書に次の如き資料がある。

「今度ルスンより五島へ相著候唐舟積來候壺、其外唐物、上様可懸御目旨御仰之通申入候、助大夫買來候つば三持參候、則懸御目候、御意に不入候間、何へも主次第可遣旨に候、則其通船頭申渡候、其外の商人持來候つばから物の儀御尋候、可被持越候、恐々謹言

七月十二日

寺澤志摩守正成

松浦式部卿法印殿<sup>(6)</sup>

これによつて秀吉が長崎奉行を通じて松浦領内商人の將來せる呂宋壺の提出を命じ、實見の上氣に入らぬといつて返却したことが知られ、その他一般に松浦領に歸着した商人持參の壺、から物について先買權を行使しようとしてゐることが知られるのである。そこで、直接自己の統制下にある地域に於いてはかゝる單なる先買よりも一歩進んで直接の獨占に至るべき可能性の存することがこゝで當然想像せられねばならぬだらう。即ちその翌年、文祿三年については、次の如き注目すべき史料があるのである。當代記、文祿三年の條に曰く、

「此春、るすんへ渡商人壺多持來り、直輒之間上下取レ之、然處に此冬太閤秀吉聞レ之御、日本國之爲ニ寶物ニを爭與ニ下直ニ哉と有レ仰、悉く被召

上、翌年右之價一倍金子被<sub>レ</sub>納、壺は本主に被<sub>レ</sub>返置<sub>二</sub>と。更に又、太閤記、卷十六に曰く、

「○呂尊より渡る壺之事

泉州堺津菜屋助右衛門と云し町人、小琉球呂尊へ去年の夏相渡文祿甲午七月廿日歸朝せしか、其比堺之代官ハ石田柰助にて有し故、奏者として唐の傘蠟燭千挺生たる麝香二匹上奉り、御禮申上、則眞壺五十懸御目しかハ、事外御機嫌にて、西之丸の廣間に並へつゝ、千宗易などにも御相談有て、上中下段々に代を付させられ、札を押、所望之面々たれくによらす執候へと被仰出なり、依之望之人々、西丸に祇候いたし、代付にまかせ、五六日之内に悉く取候て、三つ残りしを取て歸り侍らんと、代官の柰助に菜屋申ければ、吉公其旨聞召、其代をつかハし取て置候へと、被仰しかハ、金子請取奉りぬ、助右衛門五六日之内に徳人と成にけり」と。

ところで、これらの記事は、一體何を意味するものであらうか。

當代記の云ふ所は、或商人が呂宋壺を多數將來して廉賣したところ、秀吉が此の貴重物を廉賣するのにはよくないと云つて、之を悉く召上げ、翌年まで手許に置き、翌年になつてその代價の倍額を支拂はせて、壺を元來の持主に歸したと云ふのである。然らば、秀吉は何故呂宋壺の廉賣を不可としたのであるか、右記事によれば、呂宋壺は「日本國之爲寶物」ものであるからだと云ふが、それではその理由が十分に納得出來ないと云はなくてはならないので、これはやはりその背後に、前記一五九五年の事例のやうな秀吉自身の呂宋壺貿易への直接關與を想定しなければならぬと思はれる。秀吉自身が呂宋壺の販賣に關與してゐたからこそ、他の商人の廉賣を不可とし、之を押收して翌年まで手許に止めておくことによつて競争を排

除する必要があつたのであると解さねばならないだらう。つまり一五九五年の場合と同様に、秀吉の呂宋壺商業獨占の意圖がこゝにも現れてゐると見てよいと思ふのである。彼はこの商人に對し前記松浦領内商人に對するのと異り直接の権力者として對してをり、従つて自己の欲するまゝの獨占の下に彼をして屈從せしめ得る地位にあつたことが注意される。當時の商業の状態においては獨占が大利潤獲得の最も容易な手段であり、且つこのことは彼の如き権力者であるか、又は少くともその權力を背景にして始めて可能であつたのである。

次に太閤記の記事を問題にしよう。この記事は一見したところ菜屋の營業を太閤が單に斡旋したのに過ぎないので、西丸を開放して之を利用せしめたのなどは彼の豪放濶達ぶりのほどを示すに足るといふ風にも解せられるかも知れないが、之も

實はさうではなく、彼の強權によつて菜屋將來の壺を一應沒收しておき、之を諸大名、武士達をして買取らしめ、其の賣上金の中一部を代金として菜屋に下付したに過ぎなかつたのであると見る方がむしろ適切であるだらう。そして、一個二クロ一ネと四十九兩（後述、組屋文書参照）といふ彼我價格の巨差を以てすれば、賣上代金の一部を以てしても、菜屋をして相當の利潤をおさめしむるに足りたらうと思はれるのである。ともかくこの太閤記の記事も亦秀吉の呂宋壺商業への參與の一例證たり得ることは疑ないところであらう。

要之、以上の史料によつて文祿三、四年の頃に豊臣秀吉が呂宋壺の獨占的な貿易を營んだことが確認せられると思ふのであるが、このことはひとりこの一、二年に止るものであつたのではない。一五九七年まで引續いて行はれてゐたらしいことが知られるのである。即ちフローレンスの商人フ

ランチェスコ・カルレツティは世界周遊の途次、西印度からマニラを経て、一五九七年六月長崎に着いたが、一七〇一年に刊行された彼の紀行には次のやうに書かれてゐる、

「我々が上陸する前日の朝、當地の奉行の命によつて役人共がやつて来て、全船員、全

客商、全乗客を検査して、通常フィリッピン島

及びその近海の諸島から將來せられるところの

或種の土製の容器を探した。この容器は日本の

王の命によつて、彼がそれを全部買取ることを

欲してゐるが故に、持つてゐるならばそれを申

告すべきことを、死刑の罰を以て要求されてゐ

るのである。然し、上述のことは誰も信じない

かも知れないが、而も全くの事實なのである。

そして私とても當地到着に際してそれを實見し

たのでなかつたら、閣下に對してかやうな話を

することを敢てしなかつたでありませうし、更

に通常の價なら一デユリオもしないだらうところのこれらの壺が一個五、六千スクヂ、否一萬スクヂもするなるといふことは到底申上げなかつたでありませう。……これら役人達による上記の壺の搜索がすむと直ちに上陸の許可が與へられた。」

## 三

ところで、かやうにして秀吉の手中に集中せられた呂宋壺は、然らば如何にして販賣せられて行つたであらうか。この點については前に引いた太閤記の記事が一つの形態を示してゐる、それは云はば、彼の直賣形態であつた。然し、之と並んで、他方彼と特別關係ある大商人による委託販賣の形態もあつたのである。その一例を以下に示さう。若狭小濱の組屋文書中に次の如き文書がある、

「 うち申つほの覺

一金子四まい九兩ニ壹つ

すあい久兵衛 助三郎小三郎 宮木新太郎殿へ

一同四まいニ

壹つ

有樂へ

一同壹まい五兩ニ

壹つ

彈正殿御内玄齋へ

右に御目ニかけ申候

一同壹まい四兩ニ

壹つ

とくしゆ殿へ

右ニ御目ニかけ申候

一同六兩ニ

壹つ

大津の勝三郎へ

一同壹まいニ

壹つ

大津の平兵衛ニ

一つは壹つ賣殘申候へ共、則只今上申候也

合つほの數七つ也

さつま船不にて  
にうり申候

右の外 壹つ路銀千七百二十目

文祿三年九月 日

くみや甚四郎拜

但、つ、ハ

長崎のしやうちん

御奉行様

又更に、

「請取るすん壺京都にて賣候代金之事

合拾參枚四兩者

右民部法印へ出所之面皆濟如件

文祿三年十二月十一日

石田治部少輔内

駒井權五郎(花押)

長東大藏内

竹内伊右衛門(花押)

増田右工門内

上原久兵衛(花押)

わかさ

甚四郎

參る」

右の三文書が互に關聯する一組のものであることは、前者の賣上代金の總計が、後者の領收額とピッタリ一致することによつて明らかである。これによつて、壺の代金が組屋から豊臣氏の奉行に支拂はれてゐる以上、これらの壺が豊臣氏の手よ



り出でたこと、組屋は販賣を仲介したに過ぎぬことが明らかである。前節に見た如き方法によつて集中した壺を豊臣氏が關係大商人に委託して諸方に販賣せしめ、然る後にその代金を收納してゐる事實がこゝに明らかである。<sup>(14)</sup>

ところで、かゝる呂宋壺の獨占、販賣の事例は何らか偶然的のものとして看過されるべきでない。彼の貿易關與、貿易政策の本質がこの一現象の中に現れてゐると認むべきではなからうか。かの金の買占、生絲の小西隆佐による買占と一貫する獨占が彼の貿易關與に見られると共に、生絲、金の場合にもその購入後には壺の場合の如き販賣網が豫想せられねばならぬと思はれる。金については一五九一年度には買占が企てられながら失敗してゐるが、生絲は一五八八年に隆佐による九百ピュの買占が實現せられてゐる<sup>(15)</sup>、それらの生絲は如何にして處分せられたであらうか、又沒收せら

れたサン・フェリペ號の商貨は如何にして處分せられたであらうか、これらの問題について壺の事例は一つの示唆を提供すると言ふべきであらう。

(十五年二月初稿、十七年九月訂正)

註

- (1) 例へば花見朔己、綜合日本史大系安土桃山時代、六〇四—五頁、六〇九頁、七〇六—八頁等。こゝで云ふ「重商主義」とは勿論何らの歴史的な範疇規定ではなく、單に常識的な言葉たるにすぎないのであるけれども、ところどころかやうな彼の「重商主義」は一體何處から出て來たことであるのか。思ふにそれは彼自身の貿易企業と無關係ではあり得ない。
- (2) 岡本良知、十六世紀日歐交通史の研究(増訂版)、六八一頁。

- (3) ルイス・フロイス日本書翰千五百九十一年、九十二年、木下奎太郎譯、七五—九頁及び岡本前掲書六四二—四頁、六八四—五頁。

- (4) 呂宋壺については、これまで次の如き諸研究がある。

新村 出 呂宋の眞壺(「琅玕記」所收)

岩生成一 呂宋壺に就いて 南方土俗三卷二號、昭和九年十二月(但し未完)

- 三浦周行 日本史の研究、第四編第二章ノ二、小濱港の發達
- (5) Zweif neue Jahrsschreiben auss Japonia. Eines

was fruchtbares in diesem 1595 Jahr im Weinberg dess  
Herrn ausgericht. Das ander vom schrecklichen Ab-  
leiben Quanbacondoni und seines Anhangs. Ludovi-  
cum Frois. Meyntz, 1598. f. 6 v.

(6) 菅沼貞風 平戸貿易志(大日本商業史附録)六一—二頁所  
引。菅沼氏はその理由を示すことなくして本文書を文祿二年  
のものとしざる。岩生氏の考證の結果もほゞ之を裏書して  
ゐるので、今は之に従つておく。岩生氏、前掲論文、三一—四頁。

(7) 當代記卷二、史籍雜纂 第二 六〇頁。

(8) 太閤記 卷十六、改定史籍集覽第六册 三九五頁。

(9) 大塚久雄『前期的資本』の範疇について「經濟志林 九  
卷三號及び同氏「初期資本主義における所謂『獨占』につい  
て」經濟學論集 六卷一號 八一—五頁等參照。

(10) Ragionamenti di Francesco Carletti Fiorentino  
sopra la cose da lui vedute ne' suoi viaggi si dell'  
Indie Occidentali, e Orientali come d'altri Paesi. All  
Illustriss. Sig. Marchese Cosimo da Castiglione Gen-  
tiuomo della Camera del serenissimo Granduca di  
Toscana. Firenze 1701. Parte II. p. 9.

筆者が本書について知つたのは全く臺北大岩生成一教授の示  
教によるものである。此處に記して深謝の意を表する。

(11) Ibid. pp. 11—17.

(12) 牧野信之助編 越前若狹古文書選、六六四—六頁。

豊臣氏の呂宋壺貿易について (渡邊)

(13) 同右、六六四頁、なほこの文書に現はれた壺の價格の換  
算その他については岩生氏前掲論文に詳しい考證がある。

(14) この點について三浦周行博士は、  
「呂宋壺は喫茶の流行につれて珍貴なる茶器として茶人の垂  
涎措かないものであつた。組屋が京都へ持出して之を賣るの  
に、秀吉の五奉行の關係してゐるのは注意に値する。如何な  
る經路より所謂呂宋壺の組屋の手に歸したかはもとより不明  
である。朝鮮若しくは支那貿易の結果輸入されたものと考へ  
て考へられないこともなからうが、又何時の頃かの南蠻貿易  
の遺物であつたかも知れぬと思へば一層の興趣が湧かう。」  
(日本史の研究、一〇五八—九頁)と述べてゐられるが、そ  
の從ふべからざることは既に自明であらう。又右の組屋文書  
についてはその後岩生成一教授も詳細に研究せられてゐるが  
小論の如き豊臣氏の貿易との關聯においては之を取扱はれて  
ゐない。

なほ組屋は右の壺の外、農臣氏の米の販賣にも従事してゐ  
る(越前若狹古文書選六六六—七頁參照)。一般に戰國諸侯  
の御用商人との關係、御用商人をして米を委託販賣せしめた  
事例については豊田武氏「戰國諸侯の商業統制」(歴史學研  
究十一ノ七)及び福井縣史第一卷五二〇—一頁等參照。

(15) 岡本氏、前掲書、六八一頁。

(16) 幸田成友博士、日歐通交史、一五七—八頁。